

令和7年度

仕 様 書

委託業務名：令和7年度 海南文化館大会議室他空調設備改修工事設計委託業務

海 陽 町

仕 様 書

委託業務名： 令和7年度 海南文化館大会議室他空調設備改修工事設計委託業務

1 設計内容

(1) 設計は、次表のうち、○印を付したものについて行うものとする。

	建築設計
	建築構造設計
○	電気設備設計
○	機械設備設計
	敷地造成設計
	屋外附帯設計
○	積 算

(2) 目標とする工事費の額（直接工事費） 12,000,000 円（直接工事+経費+税込）

(3) 工事施工予定期間 着工の日より 日間の予定（契約書による）

(4) 設計書は次の工事別に作成する。

令和7年度 海南文化館大会議室他空調設備改修工事

2 設計の進め方

(1) 設計に当たっては、~~基本設計として一案（配置図、平面図、立面図）を作成し~~、決定した基本設計に沿って実施設計を進めること。また、係員の指示により必要に応じて焼き図を提出すること。

(2) 現地調査及び係員との打合せを十分に行い、意匠、機能及び構造等の基本的な考え方をまとめ、係員の確認を受けたうえで作業を進めること。

(3) 建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律等並びにこれに基づく命令及び条例の規定等を遵守するほか、町の定める工事標準仕様書、各種設計基準及び標準図等に基づいて設計を進めること。

(4) 工事実施時に支障となることがないように、官公署等との打ち合わせを緊密に行い、結果を文書で保存しておくこと。

（ 例： 建築主事、消防署、上水・下水管理者、電力・電話・ガス会社等 ）

(5) 目標とする工事費の額は、経費を除いた直接工事費の額とし、建築工事及び設備工事・解体工事の合計額が、この範囲内に納まるよう設計を進めること。

(6) 建築及び設備の設計工程を明確にし、各設計担当者相互の連絡を密にすることにより、設計作業が円滑に進むよう努めること。

(7) この要領に明記されていない事項があるときは、係員と協議して定める。

3 設計図書の作成

(1) 設計図書の用紙の大きさ、書式、構成及び編集方法等は、係員の指示によること。

(2) 設計図書には、全て氏名及び建築士登録番号を記入し、捺印すること。

(3) 積算書、構造計算書等の書式は独自のものを使用してよい。(ただし、A4版ファイルを原則とする。)

4 提出する設計図書等

(1) 設計が完了したときは、設計図書(図面及び設計書並びに構造、負荷及び流量計算書等)の焼図及び数量計算書等を係員に提出し審査を受けること。また、訂正の指示があった場合は、訂正を行った後、設計図書の原図を引き渡すこと。

(2) 成果品

次表のうち、○印を付したものを、指定部数提出する。

	種 類	数 量 等	備 考
	設計図書(原図)	次に掲げる設計図書一覧表1~3のうち、○印を付したものの原図一式	図面ケースとも
○	設計図書(焼図)	二つ折製本1部 青焼きホチキスとめ(指示部数)	
○	設計図書(CADデータ)	CD-R、DVD±R又はMO1枚	jwc・jww・dxf・sfc・dwg形式 (CADで製図の場合に限る)
	設計書	白焼き1部	
○	数量計算書	原稿一式	数量調書、単価調書及び見積書等
○	設計計算書	白焼き1部	(注1)
	透視図	外観()枚、内観()枚	鳥瞰、方向等の特記
	模型		
	計画通知書他	必要部数	通知書及び関係図書
	消防法による届出書	必要部数	使用開始届及び関係図書

(注1) 設計計算書のうち構造計算書については、国土交通大臣認定プログラムにより計算を行うこと。

設計対象建築物を計算可能な認定プログラムが存在しない等の理由で、係員の承諾を得た場合には、認定プログラム以外での計算を認めるが、額の変更対象としない。

設計図書一覧表1

	種 類	備 考		種 類	備 考
	A. 共通設計図			B. 敷地造成設計図	
○	1. 表紙			1. 敷地測量図	
○	2. 図面目録			2. 敷地平面図	
○	3. 工事概要			3. 縦横断面図	
○	4. 特記仕様			4. 擁壁詳細図	
○	5. 配置図、附近見取図				
	6. 面積表、面積計算書				

設計図書一覧表 2

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
○	C. 建築設計図		○	D. 電気設備設計図	
	1. 内外仕上表			1. 変電設備機器配置図	
	2. 各階平面図			2. " 系統図	
	3. 立面図 (4 面)			3. 電灯設備各階平面図	
	4. 断面図			4. " 幹線平面図	
	5. 軸組図			5. " 平面詳細図	
	6. 基礎伏図			6. " 器具取付詳細図	
	7. 床伏図			7. 電灯設備系統図	
	8. 小屋伏図			8. " 集合計器盤	
	9. 梁伏図			9. " 分電盤	
	10. 天井伏図			10. " 器具取付表	
	11. 屋根伏図			11. " 予備電源設備図	
	12. ペントハウス		○	12. 動力配線設備平面図	
	13. 平面詳細図			13. " 系統図	
	14. 矩計詳細図			14. " 制御盤図	
	15. 階段詳細図			15. 電話配管各階平面図	
	16. 各部詳細図			16. " 系統図	
	17. 室内展開図			17. " 端子盤図	
	18. 建具表			18. 火災報知器設備各階平面図	
	19. 構造伏図			19. " 系統図	
	20. 床梁及び壁リスト			20. " 機械図	
	21. 床板・階段・基礎配筋図			21. 放送設備各階平面図	
	22. ラーメン配筋図			22. " 系統図	
	23. ブロック配筋図			23. テレビ聴視設備各階平面図	
	24. 防火壁			24. " 系統図	
	25. 山留め、水替詳細図	必要があれば		25. " 機器図	
	26. 日影図	必要があれば		26. 避雷針配線及び取付図	
○	27. その他必要な図面			27. 電鈴設備各階平面図	
				28. " 系統図	
				29. " 機器図	
			○	30. その他必要な図面	

設計図書一覧表 3

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
○	E. 機械設備設計図 (給排水、衛生、ガス、空調、 冷暖房)			F. 屋外附帯設計図	
	1. 衛生設備各階平面図			1. 外柵門塀平面図及び詳細図	
	2. " 系統図			2. 造園植栽平面図及び詳細図	
	3. " 詳細図			3. 道路平面図及び詳細図	
	4. 消火栓設備各階平面図			4. 雨水排水平面図及び詳細図	
	5. ガス設備各階平面図			5. 公園平面図及び詳細図	
	6. 受水槽詳細図			6. 構内舗装図	
	7. 高置水槽詳細図				
	8. 合併浄化槽詳細図				
	9. 換気設備各階平面図				
	10. " 系統図			G. 設計計算書	
	11. " 詳細図			1. 構造計算書	
○	12. 冷暖房設備各階平面図			2. 設備構築物構造計算書	
○	13. " 系統図			3. 給水流量計算書	
○	14. " 詳細図			4. 排水 "	
	15. 空気調和設備各階平面図			5. 浄化槽容量計算書	
	16. " 系統図			6. 換気量計算書	
	17. " 詳細図			7. 暖房負荷計算書	
	18. エレベーター設備平面図			8. 冷房 "	
	19. " 機械室詳細図			9. 電圧降下計算書	
	20. " カゴ詳細図			10. 照度計算書	
	21. シャフト詳細図				
○	22 その他必要な図面				

5 貸与する図書及び資料

次表のうち○印を付したものを貸与するので、適切な保管に努めること。また、貸与品は、成果品の引渡しの際に、すみやかに返却すること。

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
	1. 敷地測量図		○	6. 各種設計資料	
	2. 設計計画図書			7. 設計図書	
	3. 地質、地盤調査資料			8.	
	4. 各種設計基準図			9.	
	5. 各種標準図			10.	

6 設計予定地及び設計概要

予定建築物の概要は次表により、設計過程において予定の面積を超える恐れがあるときは、すみやかに係員に協議すること。

設計予定地	徳島県海部郡海陽町四方原字杉谷 7 3 番地		
名称	構造・規模	数量(面積)	備考
海南文化館	<p><工事概要> 構造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造</p> <p>工事内容 1 階大会議室のエアコンを更新する。 1 階小会議室のエアコンを更新する。 1 階楽屋(1)のエアコンを更新する。 1 階楽屋(2)のエアコンを更新する。</p> <p>工事に伴う電気工事 電力ケーブル、冷媒配管 既存機器撤去 既存冷媒配管撤去 既存電線・電線配管撤去 フロン回収工事含む ※個別式エアコン(マルチエアコン)とする。</p>	<p>延床面積：127.70㎡ 延床面積：64.06㎡ 延床面積：28.33㎡ 延床面積：28.33㎡</p>	

7 設計委託履行期間等

- (1) 履行期間 受託の日より令和 7 年 9 月 1 日まで(契約書による)

8 その他委託上の条件

- (1) この設計の著作権は町に帰属するものとし、町において必要に応じ設計内容の変更を行うことができるものとする。
- (2) 工事实施にあたり、設計内容に疑義が生じた場合は、設計受託者は責任ある回答を行うこと。また、当該問題の解決のため現場指導を求められた場合は、担当者を現地に派遣すること。
- (3) 工事实施にあたり、設計受託者の責めに帰する事由により設計変更の必要が生じたときは、係員の指示により、設計受託者において設計変更図書の作成を行うこと。
- (4) 建築確認申請、建築計画通知書、消防法による諸届及び法令に定められた諸手続きは、設計受託者において行うものとする。